

※使用料改定に関連する条例部分のみ抜粋

〔議案第 7 7 号説明資料〕

館山市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
(使用料の算定方法)			(使用料の算定方法)		
第 1 5 条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。この場合において、隔月に徴収する各月の当該使用者が排除した汚水の量は、等量とみなし、1 月分の排除した汚水の量に 1 立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数のいずれか一方の月の排除した汚水の量に加えるものとする。			第 1 5 条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。		
別表（第 1 5 条第 1 項）			別表（第 1 5 条第 1 項）		
使用料			使用料の額（1 月につき）		
区分	汚水排除量（1 月につき）		区分	汚水排除量	
一般 汚水	基本使用料		一般 汚水	基本使用料	1 0 立方メートルまで
	1 0 立方メートルまでの分			1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分	
	1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分			2 0 立方メートルを超え 4 0 立方メートルまでの分	
	2 0 立方メートルを超え 4 0 立方メートルまでの分			4 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	
	4 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分			1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	
	5 0 0 立方メートルを超える分			5 0 0 立方メートルを超える分	
	1 0 立方メートル			1 0 立方メートル	
	2 0 立方メートル			2 0 立方メートル	
	3 0 立方メートル			3 0 立方メートル	
	4 0 立方メートル			4 0 立方メートル	
浴場 汚水	1 立方メートルにつき		浴場 汚水	1 立方メートルにつき	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 1 7 条及び第 3 5 条第 9 号の改正規定は公布の日から、第 9 条第 1 項第 1 0 号の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 1 5 条及び別表の規定は、令和 7 年 1 0 月 1 日前から継続して公共下水道を使用している者の使用料にあつては、同日以後第 2 回の検針分の使用料から適用し、第 1 回の検針分については、なお従前の例による。